

土用ダム測定値の改ざん問題に関する 第三者機関検証結果について

当社は、俣野川水力発電所（鳥取県江府町，昭和61年10月運用開始）土用ダム（岡山県新庄村）測定値の改ざん問題について，国土交通省中国地方整備局および経済産業省原子力安全・保安院に対し，当社内に設置した土用ダム問題緊急対策本部（本部長：副社長 福田昌則）が調査し，取りまとめた報告書を11月10日および11月24日に提出しております。

当社においては，さらにその客観性を高めるため，当該報告内容について，第三者機関による検証を自主的に受けてまいりました。このたび，その結果がまとまりましたので，別紙のとおりお知らせします。

以上

別紙：土用ダム測定値改ざん問題に関する第三者機関検証結果

関連リンク

- [当社俣野川発電所土用ダム測定値の改ざん問題の報告書に対する第三者機関による検証について\(12月6日\)](#)
- [当社俣野川発電所土用ダム測定値の改ざん問題の追加・再報告について\(11月24日 報道資料\)](#)
- [当社俣野川発電所土用ダム測定値の改ざん問題に関する調査報告について\(11月10日 報道資料\)](#)
- [当社俣野川発電所土用ダムに関するデータの報告について\(10月31日 報道資料\)](#)

土用ダム測定値改ざん問題に関する第三者機関検証結果

1. 第三者機関

田中綜合法律事務所(東京都港区) 田中利彦弁護士および宮本英治弁護士

2. 第三者機関における検証事項

- (1) 中国電力株式会社(以下「中国電力」)が、中電技術コンサルタント株式会社(以下「CEC」)に委託していた土用ダムの変形測定業務(以下「本件業務」)のデータ(以下「本件データ」)が改ざんされていた事実を中国電力が隠したという問題(以下「本件問題」)について、背景、理由、経緯など、その実情はどのようなものであったか。
- (2) 本件問題が発覚後、中国電力においては、社内に「土用ダム問題緊急対策本部」(以下「緊急対策本部」)を設け、本件問題を含む本件データ改ざん問題の調査(以下「本件社内調査」)を行い、平成18年11月10日および同月24日の2回にわたり、経済産業大臣および国土交通省中国地方整備局長に対して報告書(以下「本件調査報告書」)を提出しているが、本件社内調査の経過および本件調査報告書の内容は適正であるか。

3. 第三者機関が検証に用いた資料等

- (1) 本件調査報告書
(11月10日報告分2点, 同月24日報告分2点 計4点)
- (2) 上記(1)に添付されているもののほか、緊急対策本部が本件社内調査の過程において入手、作成した資料
(中国電力およびCEC社員等からの聞き取り調査記録, 中国電力鳥取支店土木・建築担当マネージャー(当時)の保管資料等 計20点)
- (3) 第三者機関において緊急対策本部に提示を求めて入手した資料
(土用ダム変形測定業務報告書, ダム検査規程等 計27点)
- (4) 第三者機関による関係者からの事情聴取(計12名)
- (5) 第三者機関による緊急対策本部において本件社内調査に直接携った担当者からの聞き取り(計5名)
- (6) 本件調査報告書に関する平成18年12月6日付国土交通省中国整備局宛意見書(反論書)(小山雅男弁護士から、平成18年12月11日に田中綜合法律事務所へ送付されてきたもの)

4. 検証期間

平成18年12月6日～12月21日

5. 検証結果(第三者機関作成の「俣野川発電所土用ダム変形測定データ改ざん問題に関する報告書」要旨)

(1) 本件問題の実情

<本件問題の事実経緯>

- 本件データに一部改ざんがある旨の一報は、平成10年5月20日、CECから米子電力センター土木責任者にもたらされた。その後、中国電力本社土木部長、土木部員および鳥取支店土木責任者ら、ごく少数の関係者の間で、秘密裏に土用ダムの安定性確認作業が行われたが、本件データ改ざん発覚から約7か月もの間、これら土木担当者らは、中国電力社内に対しても、一貫して本件データ改ざんの事実を秘匿した。
- 鳥取支店土木責任者が初めて本件データ改ざんの事実を鳥取支店長に報告したのは平成10年12月末、社長以下の関係取締役へ報告があったのは年が明けて平成11年1月に入ってからであったが、いずれの幹部も、本件データ改ざんの事実を関係官署に報告するとの考えは維持しつつも、これを外部に公表するとの姿勢は示さなかった。
そして、平成11年1月下旬ころには、本件データ改ざんの事実を知る中国電力役職員の間には、できれば本件データ改ざんの事実を明るみに出さないで済ませたいとの空気が生まれていた。
- 平成10年分の本件データは、同年1月末までに日野川工事事務所に提出すべきこととなっていたが、同月30日が土曜日、31日が日曜日に当たるため、金曜日である同月29日が提出期限であった。この年次の報告の機会には、本件データ改ざんの事実を報告する好機であった。しかし、その提出期限直前の平成11年1月28日または29日に、本件データ改ざんの事実を外部に秘匿するばかりでなく、関係官署にも報告しないとの最終的な方針が決まったと考えられる。
- 中国電力土木担当者らは、本件データ改ざん問題の穏便処理について打診することを意図として、平成11年1月28日、日野川工事事務所担当者と面会したが、同担当者からは、中国電力が責任を持って対処すべきとの指摘があったのみであった。鳥取支店土木責任者は、本社土木部に対し、自らの解釈に基づき、面談結果を報告した。
- その報告を受けた本社土木部長は、社長以下の関係取締役の黙示ないし明示の承認の下、本件データ改ざんの事実を関係官署に報告しないまま、公にすることなく秘匿するとの方針を最終的に決定した。その経過において、本社土木部長は鳥取支店長にこの方針を伝え、鳥取支店長はこれに同意した。
- そして、鳥取支店は、同年1月29日付けで、日野川工事事務所に対し、真正なデータに基づく平成10年分の報告書を提出する一方、平成9年までの本件データ改ざんの事実は報告しなかった。さらに、鳥取支店では、支店長の承認の下、土木責任者において本店土木部と協議の上、鳥取支店関係者に本件データ改ざんの事実の秘匿を指示した。

＜本件問題の背景・動機＞

- このような事実隠しの動機は立場によって内容を異にしていたと思われるが、背景事情の一つとして、土木担当者らが、平成10年5月22日に岡山河川工事事務所によって行われた土用ダム of 定期立入検査において、平成7年から9年までの分の本件データには一部改ざんされたデータが含まれていることを認識しつつ、これに基づく報告を行ったという事実を意識していたことも指摘することができる。（社長以下の関係取締役や鳥取支店長は、この認識を共有していない。）
このことが関係者をごく少数に限り、鳥取支店長や倉吉電力所長に報告をしないまま、秘密裏に土用ダムの安定性確認の作業を行い、結論を得るまでに相当長期間を要した理由の一つでもあると考えられる。
- また、岡山河川工事事務所の定期立入検査時に本件データ改ざんの事実を報告するという機会を自ら逸し、その後7か月もの長期間にわたってこれが放置され、秘匿されたままの状態が継続していたこと、および、本件データ改ざんの事実が幹部に報告され、その問題処理の具体的検討が始まったのは、日野川工事事務所への平成10年分の本件データの提出期限まで時間的な余裕がない段階に至って初めてであったことなども、本件問題の重要な背景の一つとして指摘することができる。
- さらに、中国電力の関係役職員、特に、社長以下の関係取締役の間には、最終的に土用ダムの安定性が確認され、改ざんが土用ダムの安全性に何らの影響も及ぼす程度のものでなかったことを理由として、既に報告済みの本件データについてこれが改ざんされたものであることを報告・公表することは重要な問題ではないとする考え方が存したことがうかがえる。
- そして、中国電力の関係役職員全体に、会社に対する社会の信頼を揺るがせ、関係官署まで巻き込みかねないような重大な問題を生じさせたくない、あるいは、その引き金を引きたくないとの共通した思いが存したことがうかがわれ、これが本件データ改ざん隠しに至った主たる原因と考えられる。

(2) 本件社内調査の経過および本件調査報告書の内容の適否

- 本件問題の関係者は、それぞれ、個人的な考え方や社内での立場、本件データ改ざん問題への関わりの程度および態様が異なることから、本件データ改ざんの事実およびこれを隠すこととなった経緯について、元々、関心の焦点も認識・記録の仕方も異なっていた。そのため、本件社内調査においては、関係者から正確な記憶に基づく明快な供述を得ることは必ずしも容易ではなかったことがうかがわれる。そのことは、当職らが行った事情聴取においても基本的には同様であった。
- 本件社内調査、特に事情聴取は、事実隠しとして世間の注目も浴びている重大問題について、中国電力の社員が自分達の同僚や上

司を追及するという性質を持っているため、その追及の程度には自
ずと一定の限界が存在せざるを得ない。事情聴取に外部の弁護士
が関与しているが、事情聴取は緊急対策本部員が行い、弁護士の
役割は、その事情聴取が適正に行われているかどうかを監視・監督
するということにあった。

また、関係者が事情聴取において述べる言葉を尊重するあまり、
ややもすれば客観的な事実や状況の意義を見過ごすなどの問題も
一部に見られた。

- しかし、一件資料を検討すると、本件社内調査が短期間に精力的
に行われた事実が見て取れ、関係者からの事情聴取も、一定の予
断を持って行われたことをうかがわせる証跡は見当たらず、本件調
査報告書の内容も、上記の留保は付さざるを得ないものの、大筋に
おいては相当であり、不適正とすべき理由はないと考えられる。

以上